

令和6年小野町議会11月第1回会議

議 事 日 程 （第1号）

令和6年11月21日（木曜日）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第62号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第 5 議案第63号 令和6年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第 6 議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第 7 議案第65号 財産の取得について（追認）
〔上程、説明、質疑、討論、採決、以下日程第9まで同じ〕
- 日程第 8 議案第66号 財産の取得について（追認）
- 日程第 9 議案第67号 財産の取得について（追認）
- 日程第10 議案の委員会付託
- 日程第11 委員長の審査結果報告（各部常任委員会委員長）
- 日程第12 委員長の報告に対する質疑
- 日程第13 議案第62号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
〔討論、採決〕
- 日程第14 議案第63号 令和6年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
〔討論、採決〕
- 日程第15 議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について
〔討論、採決〕
- 日程第16 報告第 5号 令和6年度小野町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	橋	本	善	雄	君	2番	國	分	順	一	君	
3番	羽	生	洋	市	君	4番	會	田	百	合	子	君
5番	緑	川	久	子	君	7番	竹	川	里	志	君	

8 番 宗 像 芳 男 君
1 1 番 中 野 孝 一 君

9 番 水 野 正 廣 君
1 2 番 田 村 弘 文 君

欠席議員（1名）

6 番 先 崎 勝 馬 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 村 上 昭 正 君	副 町 長 菅 野 望 君
教 育 長 有 賀 仁 一 君	総 務 課 長 村 上 昭 一 君
健康福祉課長 赤 坂 泰 秀 君	教 育 課 長 吉 田 隆 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 郡 司 功 次	長 郡 司 治 子
書 記 鈴 木 健 之	書 記 新 田 晟 也

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） ただいまから令和6年小野町議会11月第1回会議を開きます。

ただいま出席している議員は10名で、定足数に達しており、会議は成立いたしました。

なお、6番、先崎勝馬議員より、所用により欠席する旨の届出がなされております。

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田村弘文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、

7番 竹 川 里 志 議員

8番 宗 像 芳 男 議員

を指名します。

◎議会運営委員長報告

○議長（田村弘文君） 日程第2、令和6年小野町議会11月第1回会議の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

7番、竹川里志議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 竹川里志君登壇〕

○議会運営委員会委員長（竹川里志君） 本日午前9時より開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

令和6年小野町議会11月第1回会議の会議日程については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

また、議案の採決方法について、議案第62号から議案第67号については簡易採決により行うことといたしました。

以上をもって報告いたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、11月第1回会議の日程は本日1日限りいたします。

次に、議案の採決方法について、議案第62号から議案第67号までの6議案について、全て簡易採決により行うことといたします。

令和6年小野町議会11月第1回会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（田村弘文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長であり、その委任を受けました者の名簿はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第62号の上程

○議長（田村弘文君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第62号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第62号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 令和6年小野町議会11月第1回会議が開催されるに当たり、議員の皆様には時節柄、何

かのご多用の中ご参集をいただき、ご審議賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

本会議にご提案申し上げます案件は、条例改正案件 1 件、補正予算案件 1 件、指定管理者指定案件 1 件、財産取得（追認）案件 3 件の計 6 議案、報告案件 1 件となっております。

それでは、本会議に提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案第 62 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、これまでに発生しました国庫補助金や町税、保険料に係る一連の不適正事務処理により、町民に対する町行政の信頼を大きく失墜させたことに対して、管理監督者としての責任を取るため、私と副町長の給料の一部を減額するものであります。

改正の内容といたしまして、12 月分給料を、私が 100 分の 10、副町長においては 100 分の 5 減額するものであります。

なお、12 月 1 日を基準日とする期末手当についても、同率を減額するものであります。

以上、条例改正案件 1 件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましてはそれぞれ副町長以下、担当課長に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第 62 号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第 62 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第 62 号については質疑を終わります。

◎議案第 63 号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第 5、議案第 63 号 令和 6 年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第63号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、補正予算案件1件につきましてご説明を申し上げます。

議案第63号 令和6年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に42万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,591万1,000円とする補正予算であります。

補正予算の内容であります。歳入につきましては、諸収入において過年度保険料還付金を増額し、歳出につきましては、諸支出金において過年度保険料還付金を歳入と同額、増額するものであります。

以上、補正予算案件1件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、担当課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第63号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第63号 令和6年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第63号について質疑を終わります。

◎議案第64号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第6、議案第64号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第64号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、指定管理者指定1案件につきましてご説明を申し上げます。

議案第64号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。本案につきましては、指定管理者制度を活用し、小野町公民館雁股田分館を活動拠点として、公民館事業を通して地域住民の学びや交流を促進させ、人口減少及び少子高齢化時代に即した「人づくり」「地域づくり」に取り組んでいくものであります。

指定管理者選定委員会において、募集要項に基づき、候補者に選定された一般社団法人ライトスタッフを指定したいため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は令和6年12月1日から令和9年3月31日とするものであります。

以上、指定管理者指定案件1件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、担当課長に説明をいたささせていただきますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第64号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第64号について質疑を終わります。

◎議案第65号～議案第67号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第7、議案第65号 財産の取得について（追認）から日程第9、議案第67号 財産の取得について（追認）までの3議案を一括して議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

では、3議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第65号～議案第67号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、財産取得（追認）3案件につきましてご説明を申し上げます。

議案第65号 財産の取得について（追認）であります。本案につきましては、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、700万円以上の財産を取得するためには、本来、契約前に議会での議決が必要であります。議決を得ず契約を締結した案件があったことから、追認の議決を求めるものであります。

契約の内容につきましては、小学校教師用教科書及び指導書の購入で、契約金額が813万1,864円、有限会社小泉書店と、平成27年4月10日付で契約を締結していたものであります。

次に、議案第66号 財産の取得について（追認）であります。本案につきましては、議案第65号と同様の理由により、追認の議決を求めるものであります。

契約の内容につきましては、小学校教師用教科書及び指導書の購入で、契約金額が828万3,911円、有限会社小泉書店と、令和2年4月1日付で契約を締結していたものであります。

次に、議案第67号 財産の取得について（追認）であります。本案につきましては、議案第65号と同様の理由により、追認の議決を求めるものであります。

契約の内容につきましては、小学校教師用教科書及び指導書の購入で、契約金額が995万4,788円、有限会社小泉書店と、令和6年4月1日付で契約を締結していたものであります。

以上、財産取得（追認）案件3件につきましてご説明申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げて、提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第65号～議案第67号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第65号 財産の取得について（追認）から、議案第67号 財産の取得について（追認）までの3議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第65号から議案第67号までの3議案について質疑を終わります。

◎議案第65号～議案第67号の討論

○議長（田村弘文君） 議案に対する討論を行います。

議案第65号から議案第67号までの3議案を一括して討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第65号から議案第67号までの討論を終わります。

◎議案第65号～議案第67号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第65号 財産の取得について（追認）から議案第67号 財産の取得について（追認）までの3議案についてお諮りいたします。本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第65号から議案第67号までの3議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第10、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり、常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり常任委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休議といたします。

直ちに常任委員会を開催していただき、ただいま付託した議案の審議をお願いいたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前11時45分

○議長（田村弘文君） 再開いたします。

◎委員長の審査結果報告

○議長（田村弘文君） 日程第11、各部常任委員会より付託事件の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算決算常任委員会の報告を求めます。

予算決算常任委員会副委員長。

1番、橋本善雄副委員長。

〔予算決算常任委員会副委員長 橋本善雄君登壇〕

○予算決算常任委員会副委員長（橋本善雄君） 予算決算常任委員会における付託事件の審査の結果並びに経過についてご報告を申し上げます。

令和6年小野町議会11月第1回会議において予算決算常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、審査の結果と経過につきましては、お手元に配付の委員長報告のとおりであります。

以上申し上げまして、予算決算常任委員会の報告といたします。

○議長（田村弘文君） 次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長。

5番、緑川久子委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 緑川久子君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（緑川久子君） 令和6年小野町議会11月第1回会議において総務文教常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第62号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、これまでに発生した国庫補助金や町税、保険料に係る一連の不適正事務処理により、町民に対する

町行政の信頼を大きく失墜させたことに対し、管理監督者としての責任を取るため、町長及び副町長の給料の一部を減額するものであります。

改正内容として、12月分給料について、町長の給料を100分の10、副町長の給料の100分の5減額し、12月1日を基準日とする期末手当についても同率を減額するために、所要の改正を行うものであります。

委員からは、不適切な事務処理が二度と起こらないよう、再発防止を求める意見が出されました。

次に、議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について、教育課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、小野町公民館雁股田分館を活動拠点とした公民館事業を通し、地域住民の交流促進と人口減少及び少子高齢化時代に即した「人づくり」「地域づくり」に取り組んでいくため、指定管理者として一般社団法人ライトスタッフを指定するものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は、協定を締結した日から令和9年3月31日までの間であります。

委員からは、地域住民への説明会の周知範囲をどの程度までにするのか、指定管理料の算出方法、事業実施に当たっての人員と財源の確保等について質疑がありました。

以上が、令和6年小野町議会11月第1回会議において、総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

◎委員長の報告に対する質疑

○議長（田村弘文君） 日程第12、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

竹川里志議員。

○7番（竹川里志君） 今、議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について、委員長からの報告がありましたが、以前11月8日に、私たちが全員協議会において説明を受けた内容と、指定管理者だけで運営するのか、その内容と、今回説明を受けた内容が、違う内容で運営されるということもあったようなので。

それと、スケジュールが、まだ地元の住民に説明がないというような話もお聞きしました。その内容で、十分審議されたのか、委員長にお聞きしたいと思います。

○議長（田村弘文君） 緑川総務文教委員長。

○総務文教常任委員会委員長（緑川久子君） この件に関しましては、町としても協議・検討の段階であるということでお答えをいただいたわけなんです。ですが、詳細に関しては、今後、更に町のほうとして検討を進めているというお答えをいただきました。

以上です。

○議長（田村弘文君） 今、2項目について質問ありました。まず、スケジュールのほうは今答えた内容ですね。あと、以前の説明と若干相違している部分があるというのが、竹川議員の質問ですね。

○総務文教常任委員会委員長（緑川久子君） そういった詳細に関しましては、担当課のほうから説明……すみません、そういった詳細に関しましては、私よりも担当課の方からご説明していただいたほうがいいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（田村弘文君） 一応、この場所では、委員長報告というようなことでありますので、委員長のほうから所管のほうにお願いするんだったら、それはまた別として、委員長の口から、普通は協議内容等の中で議論されたことを答弁するのが、本来の委員長報告に対する質疑になりますので、そこは委員長のほうで。

総務文教委員長。

○総務文教常任委員会委員長（緑川久子君） 内容に関しましては、やはりいろいろ前言ったのと相違点があるということは、総務文教委員のほうからも指摘されております。

詳細なことに関しましては、総合して管理者と協議・確認する事業計画を基に算出することになるということで、お答えをもらっておりますけれども、それでは駄目でしょうか。

○議長（田村弘文君） 竹川議員、スケジュールのほうは先ほど答弁あったとおりでありますので、最初の質問、もう一回挙手して。

竹川議員。

○7番（竹川里志君） 全協のとき、11月8日のときに説明を受けたときには、指定管理者が独自に運営するというので我々は説明を受けました。そして、今回は、地域おこし協力隊が入って、その内容を、どのような説明で運営していくのかというのは説明がなかったはずなんですけれども、今回は地域おこし協力隊も入って、一緒になって運営するというので、今度、説明があったそうなんです、その辺の審議は十分されてやったのか、予算的な面も含めて審議されたのかどうか、委員長にお聞きます。

○議長（田村弘文君） 緑川久子総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（緑川久子君） 地域おこし協力隊に関しましては、結局まだ想定という段階、そして、こちらのことにしまして、まだ目安という段階で出されております。

結局、やはりこの点に関しまして、総務文教常任委員会のほうでは指摘しており、今後、指定管理者、あと町、また協力隊の在り方に関しても、あとは地元住民の方たちとも、今後やはり協議して検討していく上で、こういった具体的な事業計画を出していくというお答えをいただいておりますので、今回のこれだけのことに關しては、まだ、そういった煮詰めた詳細な審議というのはなされていません。

これは今後、町の事業計画に伴った案件が出てきたときに改めて、きちっと審議する内容であると思われるので、以上、私のほうからお答えとして、今後煮詰める審議に関しては、まだ協議・検討の段階ということなので、今後それが出た上で、きちんと審議していくということです。

以上です。

○議長（田村弘文君） 竹川里志議員。

○7番（竹川里志君） これから継続して審議していく場合であれば、賛成するということは、ここで認めたら、ここで認めるということになるので、審議していくのであれば、これを継続審査としないと、おかしい状態になると思うんですけども、その辺は委員長、どうですか、お聞きます。

○議長（田村弘文君） 緑川久子総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（緑川久子君） この件に関しましては、結局、詳細な内容に関しては今後ということで、それで、原則的にこれをつくるということに関しては認めているという形の審議ということで、概略的に認めていると。詳細に関しては今後煮詰めるという形で、委員会としては、結局この点に関して、採決したわけです。

○議長（田村弘文君） 委員会の中では、先ほどの委員長報告のとおり決定したということでもいいんですね。

○総務文教常任委員会委員長（緑川久子君） そうです。

○議長（田村弘文君） 竹川里志議員、何かありましたら。

○7番（竹川里志君） 本来であれば、委員会で継続審査しなくちゃならないということであれば、そこで隠すべきじゃないと思うのでありますが、委員会で可決したということで上げてありますので、それで出すしかないでしょうから、それで分かりました。

○議長（田村弘文君） そのほか、委員長報告に対する質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） では、質疑なしと認めます。

これで、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎議案第62号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第13、議案第62号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第62号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第62号の討論を終わります。

◎議案第62号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第62号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第62号については原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第14、議案第63号 令和6年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第63号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第63号の討論を終わります。

◎議案第63号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第63号 令和6年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第63号については原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第15、議案第64号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第64号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第64号の討論を終わります。

◎議案第64号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第64号については、先ほどの議会運営委員長の報告にありました簡易採決というようなことで、本来ならばするわけではありますが、今回は異論が出ておりますので、ここは起立採決に切り替えて採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） では、議案第64号 公の施設の指定管理者の指定についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（田村弘文君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定することと決定いたしました。

◎報告第5号の報告

○議長（田村弘文君） 日程第16、報告第5号 令和6年度小野町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告については、朗読を省略し、町長の報告を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 報告第5号 令和6年度小野町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告についてありますが、令和6年10月9日の衆議院解散に伴い、令和6年10月27日に執行された衆議院議員総選挙に係る選挙費について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年度小野町一般会計補正予算（第3号）を専決処分したことから、同条第2項の規定により、これを報告するものであります。

補正予算の内容であります。既定の歳入歳出予算の総額に895万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億8,886万4,000円とする補正予算であります。

歳入につきましては、県支出金において衆議院議員総選挙県委託金を計上し、歳出につきましては、総務費において投票管理者・立会人報酬、ポスター掲示板、のぼり旗等購入費、入場券発送料、ポスター掲示板設置・管理・撤去業務委託料等を計上したものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって、本日の会議日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会いたします。

散会 午後 零時07分